

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.1 1
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

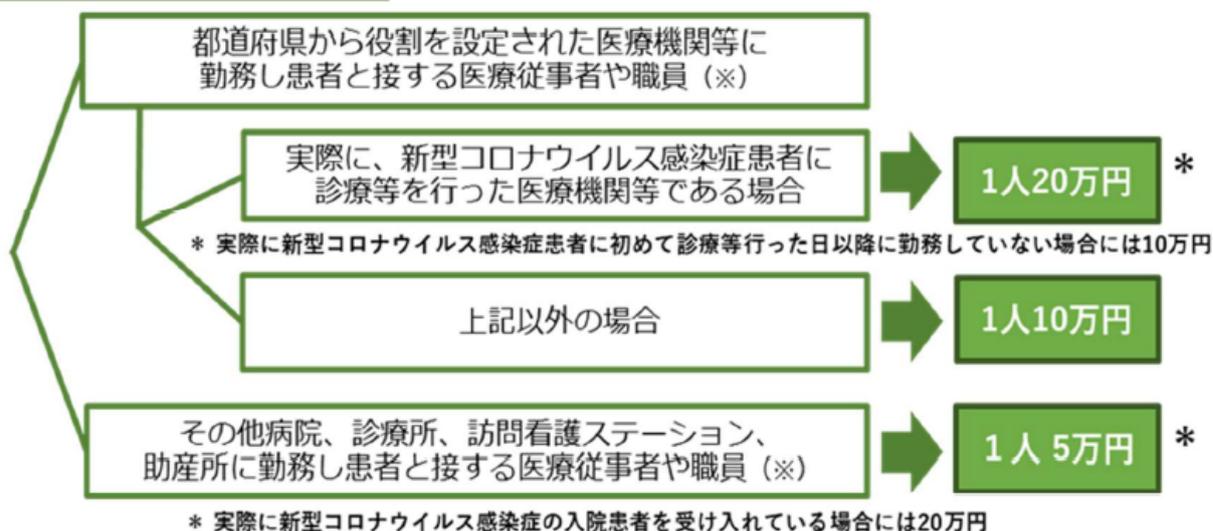
コロナ対応各種補助金 締め切り迫る！

両制度の締め切りは令和3年2月28日までです。
不備があると支給されませんので、申請はお早めに！！



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

給付対象・給付金額



制度のあらまし

- ❖ 新型コロナウイルス感染症に対する役割を設定されていない病院・医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者も **1人5万円** の給付がされる。
- ❖ 対象者は鳥取県の場合 4/10 から 6/30 までの間に **10日以上勤務実績** のある、患者と接する医療従事者。
- ❖ **退職者、非常勤、パート、派遣会社の医療従事者等** も給付の対象となる。
- ❖ 診療に直接かわらなくても、**医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等** は対象。
- ❖ **慰労金は非課税**。給与等とは別で従業員に渡す際、**源泉徴収は不要**。

Q & A

- Q1・申請書に必要な10桁の医療機関番号が分かりません。7桁ではないのでしょうか。
A1・7桁の番号の前に鳥取県の番号(31)と医科・歯科の分類番号(医科なら1、歯科なら3)を入力ください。例えば歯科の先生が7654321という医療機関番号なら、「3137654321」という10桁が医療機関番号になります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援金

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日常業務に要する消耗品費</u>(固定資産に計上しないもの) ・ <u>日常診療に要する材料費</u>(衛生材料、消毒薬など) ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修(修繕費) ・ <u>水道光熱費</u>、燃料費
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電話料、インターネット接続等の通信費</u> ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ <u>休業補償保険の保険料</u> ・ 受付業務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受付事務や清掃の外部委託費</u>で従前からの契約に係るもの ・ 日常診療に要する <u>検査外注費</u> ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の <u>顧問弁護士、顧問税理士等の報酬</u>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の診療スペースに係る <u>家賃</u> ・ 日常診療・日常業務に使う既存の <u>医療機器・事務機器のリース料</u>

(注意) 対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。

補助対象とならない経費の例

- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費(修繕費とならないもの)
- ・ 支払利息、減価償却費



- ❖ 11/25 に日本医師会から補助対象となりうる経費の例(上表参照)が示されました。当会では 12/8 に再度県に確認したところ、「感染対策に要する費用だけではなく、日常診療業務にかかる費用も感染拡大防止に有用と思われるものとして、補助の対象とすることを検討している」との回答を得ております。
- ❖ 当会では県に対して補助の対象経費を幅広く認めるとともに、都道府県間で差異の無いようにすること等を求める要望書を提出する予定です。